

濟南市勞動委員會印制 一九八〇年三月一日

兒童扶養手當認定請求書

最後の章を終えて、現在扶養家族の問題が何よりも注目されるところです。

本章

此存蓄與學都

◎赤面の計画をよく説んでから説教してくださる。ま、せせしひと横で隠された隠は加入する心配はないよ。

○手は物語ではっきり書いてください。記入欄に代えて署名することができます。

注 意

- 1 ⑥の欄は、住所地の都道府県内の金融機関のうちで支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その名前及び口座番号を記入してください。
- 2 ⑨。及び⑩の欄の「公的年金」とは、「遺族年金（遺族基金年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び遺職共済年金を含む。）」、「障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
- 3 ⑪及び⑫の欄は、それぞれの児童の父または母が同じ場合は「同姓」と記入して差し支えありません。
- 4 ⑬の欄は、児童が父または母の死亡により「公的年金」又は「遺族年金」を支給される場合、又は児童が父に支給される公的年金の額の加算の対象となっている場合に記入してください。
- 5 ⑭の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。
- 6 ⑯の欄は、地方税法に定める扶養対象配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。
なお、地方税法に定める老人扶養対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族があるときは、その人数を次により（ ）内に再掲してください。
- (1) 請求者については、①に老人扶養対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を、②に特定扶養親族の数を記入してください。
- (2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
- 7 ⑯の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者で、18歳に達する日以後の最後の3月31日までの間にある者又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
- 8 ⑰の欄は、前年（1月から12月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総括合計額、遺職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額及び商品売物取引に係る総合合計額の合計額を記入してください。
- 9 ⑱の欄は、請求者が母である場合には、その監護する児童の父から計画児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った全品等の所持の金額を記入するとともに、それらの金額は児童に支払われた額とその金額の割合に相当する額（1円未満四捨五入）を記入し、合計欄にはそれらの割相当額の合計額を記入してください。
- 10 ⑲の欄は、請求者が母である場合には、寡婦控除及び寡婦控除特別加算の額は強制しません。
- 11 ⑳の欄には、次のイからニまでのうちに該当する事項があるときに、その符号に○印をつけ、金額を記入してください。
 - イ 総括除
 - ロ 小規模企業共済等掛金控除
 - ハ 配偶者特別控除

ニ 地方税法附則第6条第1項による免軽（肉用牛の売却による事業所得）
- 12 この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。
 - (1) あなたと児童の戸籍の原本又は抄本とこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
 - (2) 請求者が母である場合に児童と同居しないで児童を監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類
 - (3) 請求者が母以外の者である場合は、児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の原本又は抄本と請求者が児童を養育していることを明らかにできる書類
 - (4) 児童又は児童の父が障害の状態にある場合は、医師又は歯科医師の診断書、次の傷病によるときは、エックス線直撮影写真
 - (1)呼吸器系結核 (2)肺えそ (3)肺のうよう (4)けい肺 (5)じん感結核 (6)胃かいよう (7)胃がん
 - (8)十二指腸かいよう (9)内臓下垂症 (10)動脈りゆう (11)骨又は関節結核 (12)骨ずい炎
 - (13)骨又は関節損傷 (14)その他
 - (5) 次の場合は、その事実を明らかにできる書類
 - (1)児童の父又は母が生死不明の場合
 - (2)児童の父が引き続き1年以上その児童を遺棄している場合
 - (3)児童の父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている場合
 - (6) 本年1月2日以後現在迄に転入された方は、⑯から⑳までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村の証明書
- 13 この請求書は、町村役場に出してください。
この請求書についてわからぬことがありますたら、町村役場の人によく聞いてください。
- 虚偽の内容を記載した場合には、手当の額の全部又は一部の返還の他、一定の令額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。